

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
規制の名称	特定物質の追加指定
規制の区分	新設、 <u>改正</u> ( <u>拡充</u> 緩和)、廃止
担当部局	経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室
評価実施時期	令和5年8月
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無          今般新たに規制対象となつたいわゆるノビチヨク類については、令和元年11月に開催された化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「化学兵器禁止条約」という。)にかかる第24回締約国会合において、産業利用目的での見込みがほとんど見込まれず、その生産、取得、保有、移譲及び使用が原則禁止される物質(表1剤)として追加されたことをうけて、同条約の適確な実施を確保するため、令和2年6月に化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(以下、「施行令」という。)の特定物質として追加されたもの。          令和2年4月の事前評価後から現時点まで、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段認められない。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証          規制の事前評価後においても事前評価時におけるベースラインに影響を与える大幅な社会経済情勢等の変化は認められなかった。          仮に当該規制措置が実施されなかった場合、条約の適確な実施を確保できず外交上の問題が生じる可能性があるほか、当該物質が許可なく製造、使用等がなされ、人の健康に不可逆な悪影響を与える可能性等がある。</p> <p>③必要性の検証          規制の事前評価後、化学兵器禁止条約におけるいわゆるノビチヨク類の取扱いについては変更なく、化学兵器禁止条約上の義務を誠実に履行するため、当該物質の規制は引き続き必要である。</p>
費用及び間接的な影響の把握	<p>費用の要素</p> <p>(遵守費用)</p> <p>④「<u>遵守費用</u>」の把握          規制の対象となる当該物質については、国内において産業利用目的で製造・使用等されたことはない化学物質であり、限られた機関における研究用途のみにとどまっているため、遵守費用については軽微なものと考えられる。遵守費用を(手続件数)×(手続に伴うコスト)として考え、年間手続件数を12回(毎月1回)、1人の担当者が1回の手続に要する時間を1時間、単価を約2,975円(5,084千円(※1))÷1,709時間(※2))と仮定すると、年間の遵守費用は、12回×2,975円×1人×1時間=35,698円と定量化される。          (※1)(民間給与実態統計調査(国税庁、令和3年(概要))の平均給与額(正規、年間))          (※2)(労働統計要覧(厚生労働省、令和3年、事業所規模30人以上)の実労働時間数)</p> <p>(行政費用)</p> <p>⑤「<u>行政費用</u>」の把握          令和2年6月に当該物質が特定物質に追加されて以降、その製造、使用又は輸入をする場合には許可・承認や届出の手続が必要であるが、限られた機関における研究用途のみにとどまっているため、行政費用については軽微なものと考えられる。行政費用を(手続件数)×(手続に伴うコスト)として考え、年間手続件数を12回(毎月1回)、1人の担当者が1回の手続に要する時間を1時間、単価を約2,975円(5,084千円(※1))÷1,709時間(※2))と仮定すると、年間の行政費用は、12回×2,975円×1人×1時間=35,698円と定量化される。          (※1)(民間給与実態統計調査(国税庁、令和3年(概要))の平均給与額(正規、年間))          (※2)(労働統計要覧(厚生労働省、令和3年、事業所規模30人以上)の実労働時間数)</p> <p>便益の要素</p> <p>⑥「<u>副次的な影響及び波及的な影響</u>」の把握          当該物質については、産業利用目的での生産等の要望はなく、限られた機関による研究用途のみにとどまっているため、副次的な影響及び波及的な影響はなかった。また、事前評価時に意図してなかった負の影響も生じていない。</p>
考察	<p>⑦把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証          当該規制の導入は、化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するために必要なものである(簡素化要件iii)。また、3年分の製造および使用実績報告を整理した結果、当該物質の製造および使用は限られた機関による研究用途のみにとどまっていることが確認されたため、遵守費用および行政費用は軽微なものと考えられ、規制による負の影響も報告されていない(上記④～⑥参照)。          以上を踏まえ、いわゆるノビチヨク類を施行令に基づく特定物質として追加した規制の導入は妥当であるものと考えられ、本規制措置は、引き続き同条約の適確な実施を確保するために継続する必要がある。</p>
備考	